リサイクル燃料備蓄センターについて

令和8年10月31日・11月1日

市　民　説　明　会　資　料

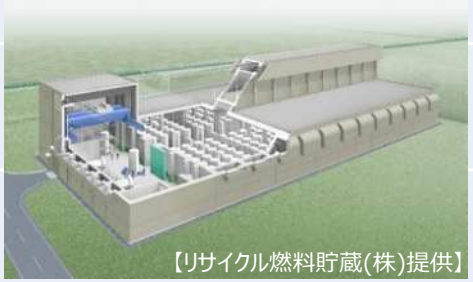
立地からの経緯

平成12年11月	✓ 市が “立地可能性調査”を東京電力に依頼 ※H12. 6原子炉等規制法の一部改正施行で、原子力発電所の敷地外での使用済燃料の貯蔵が可能となった。
平成15年 4月	✓ 東京電力が「リサイクル燃料備蓄センター立地可能性調査報告書」を市へ提出
6月	✓ 市長が“施設誘致”を表明
7月	✓ 市長が東京電力に対して“施設立地”を要請
平成16年 2月	✓ 東京電力が「リサイクル燃料備蓄センターの概要」を市へ提出
平成17年10月	✓ 県・市・東京電力・日本原子力発電が**「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」**を締結
平成22年 5月	✓ 事業許可
令和 2年 2月	✓ **市（新税検討PT）、「希望のまちづくり市民のつどい」開催**
令和 4年 9月	✓ 総務大臣がむつ市の“使用済燃料税”を同意
令和 6年 8月	✓ **安全協定締結**
11月	✓ **操業開始**

出典：リサイクル燃料貯蔵広報紙
「Recycle Energy News」
2002年2月　Vol9







【リサイクル燃料貯蔵(株)提供】

昨年度からの動き

令和7年 7月 7日	✓ 事業者、**「中長期的な搬入・搬出計画」の提示** ※最終貯蔵量は、4,000から4,500トンまでは見通すことができた。
12月19日	✓ 事業者、“事業者間連携を含めた検討をしたい”旨の打診 ※5,000トンに届かない蓋然性が高いことから、東電・原電以外の電力会社に声がけしたい。
令和8年 2月 4日	✓ むつ商工会議所、むつ市議会へ請願書・市へ要望書を提出 ※最終貯蔵量が5,000トンとなるよう検討を進めるべきとの内容
3月31日	✓ 青森県、「現時点で中間貯蔵事業は実施環境にない」との判断
4月16日	✓ 市、事業者３社から現況をヒアリング
令和8年 6月 8日	✓ 日本原燃、原子力規制委員会への設工認に係る説明を終了
7月 3日	✓ 資源エネルギー庁、宮下知事へ核燃料サイクル事業の状況等を説明
8月 7日	✓ **むつ市長、搬入計画再検討を事業者へ伝達**
9月18日	✓ **事業者、再検討した“事業者間連携”を含めた搬入計画を提示**
10月 6日	✓ 第10回使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
10月20日	✓ 市、国・事業者・新規参画希望社からのヒアリング実施

希望のまちづくり市民のつどい

開催目的

新税創設の検討プロセスを市民参画の形で進め、新税の使途についても市民ニーズをとらえたものとするため、市民の皆様にとって最も身近な団体である町内会のほか、市政運営に深く関わり、市の様々な施策、計画策定等においてご協力をいただいている団体を中心に参加を依頼し、皆様に新税についての理解を深めていただきながら、その必要性を確認し、グループワークを通じて新税の使い道を語っていただく場として開催。

実施状況

開催日時	令和2年2月22日（土）　14:00～16:00
会　場	下北文化会館　1階　展示ホール
出席団体数	86団体　＜参加依頼団体数：271＞ 〔分野別内訳〕　子ども・子育て：5団体（6人）　健康：2団体（2人）　福祉：14団体（15人） 産業・経済：11団体（25人）　教育・文化・スポーツ：6団体（13人） まちづくり・防災：5団体（6人）　町内会：41団体（41人）　その他：2団体（2人） 〔地区別内訳〕　む　つ：64団体(74.4%)　85人（77.3%）　川　内：8団体(9.3%)　9人（8.2%） 大　畑：8団体(9.3%)　9人（ 8.2%）　脇野沢：5団体(5.8%)　5人（4.5%） その他 ：1団体（1.2%）　2人（ 1.8%）
参加者数	110人　（男性77人、女性33人　※高校生6人を含む）

希望のまちづくり市民のつどい

宮下市長(当時)の思い

- ✓ これまで市民の皆様からまちづくりに関するたくさんの要望をいただきながら厳しい財政状況であるために叶えることができなかった。
- ✓ 新税という財源を得られれば、それらの要望を実現できる可能性が高まる。
- ✓ 新税創設の一連の取組を通じて、市が自立をして、まちの未来を自己決定できるようにしたい。

参加した高校生の感想

- ✓ 皆さんエネルギッシュで、学生服を着たら高校に通えるくらい元気一杯だと思った。
- ✓ まちも自立をさせ、成長させることが必要と感じた。
- ✓ まちは私達より長生きする。私達もがんばるのでむつ市もがんばってほしい。
- ✓ 高齢者をはじめ、いろいろな世代の方と“まちづくり”について話し合う機会に参加したいと思っていた。
- ✓ このつどいに参加して、たくさんの方と話し合う経験ができてよかった。

分類	意見数	構成比	主な意見
雇用	42	19.4 %	働く場の創出、企業誘致など
インフラ	21	9.7 %	道路整備、下北縦貫道、コンパクトシティなど
コミュニティ	17	7.9 %	町内会活動の活性化・支援、コミュニティ活動の場の確保など
定住	16	7.4 %	人口増加策の検討、若者の定着、婚活など
産業	15	6.9 %	一次産業を守る・再構築、ブランド化など
交通	11	5.1 %	公共交通網の整備、高齢者の足の確保など

市が示した３つの判断ポイント：事業者間連携

R8.９.18　事業者からの計画再説明時に市長が発言

- **市民の皆様の理解**
- **安全性の担保と貯蔵期間の遵守**
- **国、県を巻き込んだ、未来に責任を持つ覚悟**

《事業者による回答の機会》

R8.10. 6　　市議会特別委員会
R8.10.20　　市による事業者及び国へのヒアリング

３つの判断ポイントへの回答　「市民の皆様の理解」

Q.「市民の皆様の理解」を得るにあたり、どのように取り組むつもりか。	
東京電力	今後の市民説明会などにおいても誠心誠意説明を尽くしていきたいと考えている。
日本原子力発電	東海第二発電所の乾式貯蔵施設視察など、今後もこうした機会や市民説明会を通じて、丁寧にお答えしていく。
ＲＦＳ	我々の事業は市民の皆様からのご理解があって成り立つ事業。 今回の事業者間連携についても、市民説明会の場において、まずは丁寧に説明を行う。
東北電力	当社の使用済燃料を貯蔵させていただきたいと考えていることについて、まずは、むつ市民の皆様に誠意を持って、わかりやすく丁寧に説明をして、ご理解いただきたいと考えている。
関西電力	地元の皆様のご理解が事業者間連携の大前提。むつ市の皆様のご関心やご懸念事項につきまして、市民説明会等で誠心誠意、説明を尽くしていきたい。
資源エネルギー庁	国として、国の方針について、幅広いご理解とご協力が得られるよう、事業者とともに前面に立って、地元のご意見やご懸念にしっかり向き合い、丁寧なご説明を尽くしていく。

３つの判断ポイントへの回答 「安全性の担保と貯蔵期間の遵守」

Q.保管や輸送などで、変更点は？	
ＲＦＳ	当社で許認可を取得したキャスクで収納条件に合う燃料であれば、どこの発電所であっても安全性に変わりはない。
	新規参入者の使用済燃料でも、当社が許認可を取得したキャスクを使用するので、建屋の改修・設計変更は必要はない。
	来年度、原電のキャスクも入ってくる予定であり、複数のキャスクを置いても安全性に関して問題ない形で審査をいただいていると認識。
東北電力	輸送面で、港湾などの維持整備、警備体制等は従来の東電・原電の輸送と変わるところはない。
関西電力	輸送にあたっては、東京電力の実績も踏まえながら、安全を最優先に、万全を期して実施する。
資源エネルギー庁	国として、貯蔵期間の約束を確実に遵守するよう、事業者を指導していく。
	搬入や貯蔵に至るまでの仕組みは事業者と新規事業者で異なるものではない。

３つの判断ポイントへの回答 「安全性の担保と貯蔵期間の遵守」

Q. 貯蔵期間はどうなるのか？	
東京電力	本年８月、各電力会社に事業者間連携の参画の意向を確認する際、「安全性の確保」や「貯蔵期間の遵守」が前提条件となることを説明。
日本原子力発電	当社がご地元とお約束している事項は東北電力、関西電力にもしっかり守っていただく。
ＲＦＳ	50年の貯蔵期間は新規参入者にも遵守していただく。
東北電力	「安全性の確保」や「貯蔵期間の遵守」など、２社がお約束している事項について、当社としてもしっかり遵守。 しっかりとお約束していきたい。
関西電力	「安全性の確保」や「貯蔵期間の遵守」が事業者間連携への参画の前提条件となるとの説明を受けており、それらの遵守は当然。 東京電力、日本原子力発電がお約束している事項、当社としてもしっかりと守っていく。
資源エネルギー庁	国として、事業者に対し、安全性の確保に万全を期すこと、貯蔵期限などむつ市とのお約束を確実に遵守することを、強く指導していく。

３つの判断ポイントへの回答　「国、県を巻き込んだ、未来に責任を持つ覚悟」

Q.「国、県を巻き込んだ、未来に責任を持つ覚悟」について、どのように取り組むつもりか。	
東京電力	地域の一員として、今後も、地域の状況もよくお聞きしながら、立地地域である むつ市の発展のために何ができるかを考え、対応していく。
日本原子力発電	むつ市は大切な立地地域であると認識。地域の状況やご意見をよくお聞きしながら、東京電力、RFSとともに、むつ市の発展のためにできることを考え、対応していく。
ＲＦＳ	これまで親会社とともに、地域の皆様に対し様々な形で地域貢献に努めてきた。今後も地域のご事情等をよくお聞きして、立地地域であるむつ市の発展のために何ができるかを考え、対応していく。
東北電力	当社グループの事業において重要な地域であるとの認識のもと、地域のために何ができるかを真剣に考え、取り組んでいく。
関西電力	原子力事業は、地域のご理解、ご協力が何よりも大切。 むつ市民の皆様に丁寧に説明させていただくとともに、地域のご事情についてもよくお聞きし、地域のために何ができるかをしっかりと考えていく。
資源エネルギー庁	地域振興を含む地元のご要望をしっかりと受け止め、地域の将来像の実現に向け、青森県や事業者と一体となって、必要な取組を進めていく。

立地協定等との関係について

○使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書【立地協定書】とは

・むつ市として使用済燃料中間貯蔵施設の立地を受け入れる旨と、それにあたって安全安心を確保する上での事業者との約束ごと
・事業者がこれを遵守することは、地域との信頼関係の上で事業を進めるための大前提

（抜粋）

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、**東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設**（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に**立地することに関し了承し**、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第１条　丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した**「リサイクル燃料備蓄センターの概要」**に示されている使用済燃料の貯蔵について、**次の事項を遵守**するものとする。

⑴　使用済燃料の**貯蔵建屋**（以下「建屋」という。）の**使用期間**は、建屋の供用開始の日から**50年間**とする。

⑵　使用済燃料の**貯蔵容器**（以下「容器」という。）の**貯蔵期間**は、容器を建屋に搬入した日から**50年間**とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。

⑶　**使用済燃料**は、**貯蔵期間の終了**までに**貯蔵施設から搬出**するものとする。

２　丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第２条　丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

平成17年10月19日締結

立地協定等との関係について

○「リサイクル燃料備蓄センターの概要」とは

・東京電力がむつ市に、立地への協力を要請した際に、事業内容を説明した資料
・本概要に基づきリサイクル燃料備蓄センターの立地を受け入れるか否かを判断

（抜粋）

事業の内容

事業の主な内容は、「リサイクル燃料備蓄センター」を建設し、原子力発電所から発生する使用済燃料を安全に貯蔵・管理することです。

１．運営計画

⑴　事業主体

当社を中心に日本原子力発電㈱の参画を得て、共同で新たに設立する貯蔵・管理会社が、国から貯蔵事業の許可を受けて施設の建設を行い、事業を運営します。

⑵　事業開始時期

2010年までに操業を開始したいと考えておりますが、地元のご理解を得ながら、できるだけ早期の操業開始を目指します。

⑶　**貯蔵量**

最終的な貯蔵量：**5,000トン**　　（１棟目：3,000トン）

当社および日本原子力発電㈱の原子力発電所から発生する使用済燃料を貯蔵します。

⑷　**貯蔵期間**

施設ごと（注）の**使用期間は50年間**とします。キャスク（貯蔵容器）ごとにおいても**最長50年間の貯蔵**とします。また、操業開始後40年目までに、貯蔵した使用済燃料の搬出について、協議させていただきたいと考えています。

（注）「施設ごと」は、順次設置する貯蔵建屋ごとをいいます。

⑸　使用済燃料の搬入予定量

年間200トン～300トン程度の使用済燃料を、４回程度に分けて搬入したいと考えています。

（平成16年２月　東京電力株式会社提出）

立地協定等との関係について

○これまでの経緯の整理

立地協定締結時

●立地協定は、東京電力が「リサイクル燃料備蓄センターの概要」により立地協力を要請したことに対し、様々な議論を経てむつ市は受入れを表明、H17年に青森県・むつ市・東京電力・日本原子力発電の４者で締結したもの。

◎最終的な貯蔵量：5,000トン（概要に明記）

◎東京電力および日本原子力発電の原子力発電所から発生する使用済燃料を貯蔵

◎貯蔵期間：施設ごとに50年間、キャスクごとに最長50年間　　等

中長期的な計画の検討

●むつ市は、事業者に対し、本事業の中長期的な搬入搬出計画の提示を求めてきた。

●R7年7月時点の報告で、福島第一原発事故以降、原子力を取り巻く環境が大きく変化したことにより、「概要」で示された5,000トンの貯蔵に達しない4,000～4,500トン程度の見通しであることが示され、むつ市は5,000トンに向けた検討を要請した。

●R7年12月には、最終的な貯蔵量の見通しとして、２社だけでは5,000トンの約束が達成できない状況であり、事業者間連携も含めた計画を検討したい旨の申し出がなされ、それに対しむつ市は、立地要請を受けた際に両社と約束したものと異なるものであるため、すぐに回答することはできないと返答した。

●R8年2月にむつ商工会議所から出された請願や要望、市議会での議論等を踏まえて、R8年8月に事業者間連携も含めて計画を再検討することを事業者へ要請した。

事業者間連携を含む提案

●R8年9月18日に、事業者から事業者間連携を含む計画が提案された。

●東京電力・日本原子力発電の２社では5,000トン貯蔵の達成が困難であることも含めて、立地協定締結時には想定していなかったことであり、使用済燃料中間貯蔵施設の立地自治体として、この課題にどう対応するべきか検討する必要がある。

立地協定等との関係について

○市の見解（まとめ）

- ●事業者からの事業者間連携も含めた計画案に対し、令和8年10月6日の特別委員会において、立地協定等との関係について多くの質問が出された。
- ●立地協定等との関係については、大きく分けて２つの議論が出されており、それぞれについて、市の見解について整理した。

（１）事業者間連携案の検討は、立地協定に反するのではないか？

⇒ 検討・議論すること自体は、立地協定に反している状態ではないと考えている。

- ●東京電力・日本原子力発電の２社では5,000トン貯蔵の達成が困難であることも含めて、立地協定締結時には想定していなかったことである。
- ●事業者から事業者間連携も含めた計画案の提案を受けた段階であり、東京電力・日本原子力発電以外の使用済燃料が一方的に搬入されるような状況ではない。
- ●市議会において議論が開始されており、むつ商工会議所からの市議会への請願書の提出、市議会での採択などを通じて、事業者間連携の可否について議論すべきとの認識。

（２）立地協定等の取扱いをどうするのか？見直しが必要ではないか？

⇒ 事業者間連携を受け入れるかどうかについて市民の皆様のご意見を伺っているところであり、現時点は立地協定等の見直しについて検討する段階ではないと考えている。

- ●市民の皆様からいただいたご意見を受け止め、何が地域にとって最善なのか、慎重に精査・検証が必要。
- ●市や県の慎重な判断を経て、仮に事業者間連携の受入れを選択する場合には、必要な約束の担保を含めた新たな取り決めが不可欠。